

令和3年9月1日

保護者の皆様へ

紀の川市福祉事務所長（公印省略）

### 保育所等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（改訂）

紀の川市では、認可保育所、認定こども園及び小規模保育施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には次のとおりとしますのでお知らせさせていただきます。

御不便をおかけいたしますが、何卒御理解、御協力を賜りますようお願いします。

【表-① 新型コロナウイルス感染症発生時等の対応方針】

対象	感染の状況		No.	対 応	保育料日割対象
児童・職員	感染の 疑い	未受診・ PCR 不要	(1)	◇当該児童・職員は、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで <u>登園自粛要請</u> →PCR検査を受けることになった場合(2)へ	なし
		PCR 実施 決定	(2)	◇当該児童・職員は、検査結果が出る日まで <u>登園自粛要請</u> →検査結果が陽性の場合(4)へ	なし
	濃厚接触		(3)	◇当該児童・職員は、検査結果が出る日まで <u>登園停止</u> →検査結果が陽性の場合(4)へ →検査結果が陰性の場合、登園停止期間を健康観察期間終了まで延長	濃厚接触者として特定された日から健康観察期間終了日まで
	感染		(4)	◇保育園は保健所の濃厚接触者特定(PCR検査等)が終了するまで(施設内の消毒が必要と判断された場合は消毒が終了するまで) <u>臨時休園</u> ◇当該児童・職員は、療養終了まで <u>登園停止</u>	【全児童】 臨時休園期間 【当該児童】 感染が判明した日から療養終了日まで
児童・職員の同居者	感染の 疑い	未受診・ PCR 不要	(5)	◇家庭保育の協力を依頼。当該同居者の送迎停止。 →PCR検査を受けることになった場合(6)へ	なし
		PCR 実施 決定	(6)	◇当該児童・職員に対し、同居者の検査結果が出る日まで <u>登園自粛要請</u>	なし
	濃厚接触		(7)	◇当該児童・職員に対し、同居者の検査結果が出る日まで <u>登園自粛要請</u> →検査結果が陽性の場合(8)へ →検査結果が陰性の場合、登園自粛要請期間を健康観察期間終了まで延長	なし
	感染		(8)	◇同居者が感染した場合、当該児童・職員は濃厚接觸者となるので、関係児童・職員に対し、健康観察期間終了まで <u>登園停止</u>	感染が判明した日から児童の健康観察期間終了日まで

※「感染の疑い」とは、当人に発熱や呼吸器症状が認められる場合をいいます。

※「PCR実施」とは、医療機関及び保健所の指示に基づき検査を受ける場合や、自費検査・学校・会社等で陽性者が出ていたため、濃厚接觸者に特定されていないが検査を行う場合も含みます。

## 【利用児童や家族が感染・感染疑いのある場合について（お願い）】

保護者の皆様の御協力により早急の対応が可能となり、感染症の拡大防止につながります。

表-①の（1）～（8）に該当する場合には必ず入所している保育所等にその情報を提供していただかようお願いします。

※休日や夜間などの休園時に、表-①の（3）、（4）、（8）に該当した場合で、保育所等に連絡がつかない場合は、市役所に連絡してください。（警備員による日直対応となりますので、①保育所名 ②何歳児・組 ③お子様のお名前、④すぐに連絡が取れる電話番号を伝えてください。 ☎77-2511）

また、翌日等の登園時間前には、速やかに上記の件について、保育所等に連絡をお願いします。

## 【保育料の減免、臨時休園、登園停止に伴う日割り計算について】

登園自粛に伴う保育料の減免は、①園児が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（4）、②園児が濃厚接触者として特定された場合（3）、（8）にのみ適用されます。

ただし、臨時休園や登園停止となった場合は、全園児が減免対象となりますので、保育所等への登園ができなかった日については保育料を日割り計算します。

（計算方法）日割り後の保育料＝対象月の保育料÷25日×出席日数

（例）対象月の保育料 36,000円・出席日数 10日の場合

$$36,000\text{円} \div 25\text{日} \times 10\text{日} = 14,400\text{円}$$

※3歳児～5歳児に係る、給食費の対応については、各園で対応が異なります。

なお、保育所等に情報提供がなされなかった場合など、日割計算の対象とはならない場合があります。

### ■お子さまの登園について

1. 登園に当たっては、登園前にお子さまの体温計測をお願いいたします。その際、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状（咳等※）が認められる場合には、登園をお控えいただきます。

※呼吸器症状（咳等）については、急に生じた体調不良ではなく、継続的にみられる症状で、かつ医療機関受診により慢性症状であることが明らかな場合は、呼吸器症状（咳等）のみをもって登園を妨げるものではありません。

2. 保育中にお子さまに発熱（37.5度以上）等の症状が見られる場合には、ご連絡いたしますので、感染防止のため、お迎えをお願いいたします。

3. 過去に発熱（37.5度以上）等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状（咳等）が改善傾向となるまでは、登園をお控えいただきます。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続きお子さまの健康状態にご留意ください。

4. お子さまやご家族の健康状態その他に不安がある場合には、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状（咳等）が認められなくても登園のご配慮をお願いする場合があります。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班  
TEL0736-77-2511（代表）